

大船渡支部だより

令和8年8月1日

(公財)岩手労働基準協会大船渡支部

～ご挨拶～

暑い日が続き、いよいよ夏本番となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

熱中症を防ぐため、暑い日は無理をせずエアコンや扇風機で室内を涼しく保ち、こまめな水分・塩分補給と休憩を心がけましょう。外出時は帽子や日陰の利用などで直射日光を避け、体調が悪いと感じたら早めに涼しい場所で休みましょう。

尚、「夏季休日のお知らせ」としまして、大船渡支部では誠に勝手ながら、

8月8日から8月16日まで夏季休暇 させていただきます。

期間中にいただいたお問い合わせは8月17日以降順次対応させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



「フォークリフト運転技能講習とは！」8月18日(火)～8月21日(金) 定員になりました。

- ◎ 最大積載荷重が1トン以上の、フォークリフトを荷役運転する者には、労働安全衛生法に基づく「フォークリフト運転技能講習」の修了が義務付けられています。
- ◎ 無資格で操作した場合、労働安全衛生法に基づいた罰則が科せられます。
無資格で操作した者だけでなく、無資格運転を行わせた者や会社にも罰則が科せられます。



「小型移動式クレーン運転技能講習とは！」8月25日(火)～27日(木) 開催予定

- ◎ つり上げ荷重 1t 以上 5t 未満の移動式クレーンを運転する者には、労働安全衛生法に基づく「小型移動式クレーン運転技能講習」の修了が義務付けられています。
- ◎ 無資格で操作した場合、労働安全衛生法に基づいた罰則が科せられます。
無資格で操作した者だけでなく、無資格運転を行わせた者や会社にも罰則が科せられます。



「テールゲートリフター操作業務特別教育とは！」 9月1日(火) 開催予定

2024年2月1日からテールゲートリフターの操作者に対して、特別教育が義務化されました。

* テールゲートリフターとは、何ですか？

テールゲートリフターとは、トラック後部に装着する荷物積み降ろし用の昇降装置のことをいいます。

* テールゲートリフター資格がないとどうなる？

テールゲートリフターの特別教育を受講させなかった場合の罰則！

従業員にテールゲートリフターの特別教育を受けさせずに操作させた場合、事業者には6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が科されます。また、テールゲートリフターの特別教育の記録を3年間保存しなかった場合は、事業者に対して50万円以下の罰金が科せられます。



「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育とは！」 9月3日(木) 開催予定

◎高さ 2m 以上で作業床が設けられない場所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業する労働者に対し、特別教育が義務付けられています。

◎フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を実施しない(受講させない)で労働者を対象業務に従事させると法令違反となり、事業者は懲役や罰金の対象となる恐れがあります。

6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられます。



公益財団法人 岩手労働基準協会 大船渡支部

〒 022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所別棟2階

☎ : 0192-47-3882 FAX : 0192-47-3887

<http://honbu.iwateroukikyo.com/> E-mail ofunato@iwateroukikyo.com

「第 71 回 岩手県産業安全衛生大会」が開催されます

～ 産業安全・労働衛生の意識高揚と活動の定着をめざして ～

日 時： 令和 8 年 9 月 29 日(火) 午後 1 時 30 分から（開場 12 時）

場 所： 都南文化会館キャラホール（盛岡市永井 24-10-1）

* 詳細は同封の案内書をご確認ください。



◎大会の位置づけ

* 岩手県産業安全衛生大会は、岩手労働局や岩手県、産業保健総合支援センターなどが関わる県内事業場向けの大きな安全衛生活動の場です。

開催要項では、県内の労働災害防止と安全衛生意識の高揚を目的とした大会とされています。

◎知識と最新動向の習得

* 大会では安全管理、労働衛生、メンタルヘルスなどに関する講演や事例紹介が行われます。

これは全国産業安全衛生大会と同様に、労働安全衛生行政の動向や企業の実践事例をまとめて学べる機会となります。

※特に次のような点でメリットがあります。

* 最近の労働災害の傾向や行政の重点施策を把握できます。

* 他社の安全衛生活動やヒヤリハット対策、健康づくりの具体策をまとめて学べます。

* 社員の心身の健康を守ることは企業の持続的成長に直結する重要な使命であると再認識するとともに、単なる知識習得にとどまらず、実際の業務に活かせるヒントが多く得られます。

◎人脈づくりと情報交換

* 県内の事業主、管理監督者、安全衛生担当者、産業医・保健スタッフなどが参加します。

開催要項でも、関係団体が多数名を連ねており、業種を超えた交流の場になっています。

※この場で得られるメリットは次のようなものです。

* 同業他社や異業種の担当者や取組状況や苦労している点を共有できます。

* 小規模事業場でも、進んだ事例を直接聞いて、自社に応用するヒントが得られます。

◎社内への波及効果

* 大会に参加したこと自体が社内の安全衛生活動を見直すきっかけになります。

他社のレベルを知ることで自社の課題に気づいたという意見が多く紹介されています。

※次のような波及効果が期待できます。

* 大会内容を社内で報告・共有することで安全意識が全社的に高まります。

* 経営層に対して、安全衛生の重要性を説明する材料になります。

* 年間計画や安全衛生委員会のテーマ設定に活かれます。



公益財団法人 岩手労働基準協会 大船渡支部

〒 022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所別棟2階

☎ : 0192-47-3882 FAX : 0192-47-3887

<http://honbu.iwateroukikyo.com/> E-mail ofunato@iwateroukikyo.com